別表六の十一㈢の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「⑿　＞　５　％　の　場　合　$\frac{9}{100}+(⑿-\frac{5}{100})\times0.3$（小数点以下３位未満切捨て）（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）」を「⑺　＞　５　％　の　場　合　$\frac{9}{100}+(⑺-\frac{5}{100})\times0.3$（小数点以下３位未満切捨て）（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）」に改め、同第11号中「⑹＞10％の場合の特例加算割合　$(⑹-\frac{10}{100})\times2$（小数点以下３位未満切捨て）（0.1を超える場合は0.1）」を「⑻　の　欄　を「税額基準割合の調整」の各欄」に、「別表六の二(六)「18」」を「別表六の二(六)「10」」に改める。

別表六の十一㈢付表の表中「各連結法人における比較試験研究費の額（別表六の二(七)「10」）」を「各連結法人における比較試験研究費の額（別表六の二(七)「５」）」に、「試験研究費の総額に係る当期控除額の個別帰属額　$\frac{(5)}{\text{連結法人の(5)の合計}}$又は$\frac{⑾}{⑿}$」を「試験研究費の総額に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(三)「19」）×$\frac{⑾}{⑿}$」に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「及び次号」を削り、同第11号を削る。

別表六の十一㈣の表中「比較試験研究費の合計額（各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計）」を「比較試験研究費の合計額（各連結法人の別表六の二(七)「５」の合計）」に、「平均売上金額の合計（各連結法人の別表六の二(七)「５」の合計）」を「平均売上金額の合計（各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十四)「７の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十五)「７の②」）」に改め、同表の記載要領第11号中「別表六の二(六)「18」」を「別表六の二(六)「10」」に改める。

別表六の十一㈣付表の表中「各連結法人における比較試験研究費の額（別表六の二(七)「10」）」を「各連結法人における比較試験研究費の額（別表六の二(七)「５」）」に改める。

別表六の十一㈤の表を次のように改める。